

平成 28 年分 税申告

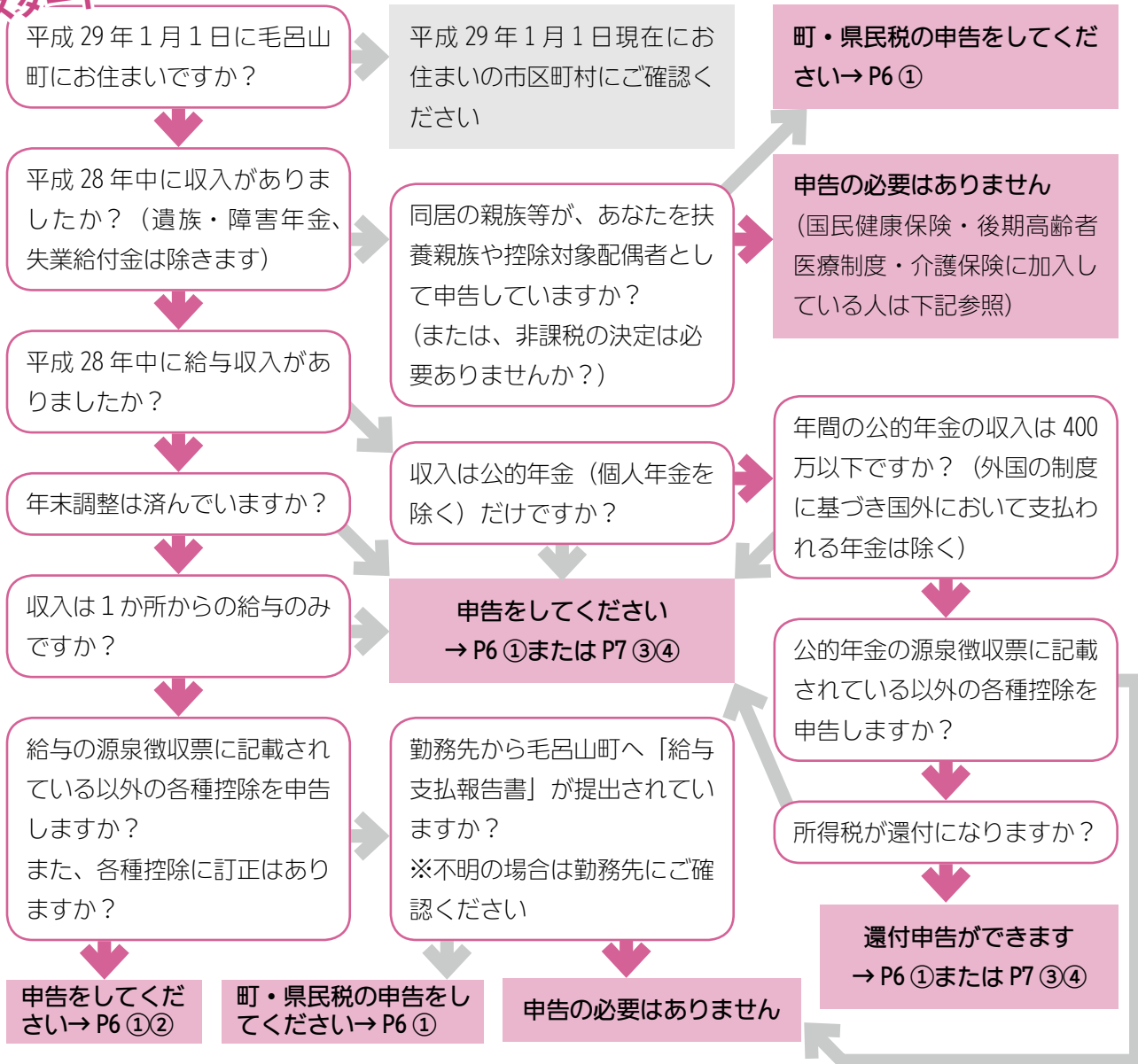
今年も、町・県民税、所得税および復興特別所得税の申告受付を行います。まずは、申告の種類や会場をフローチャートでご確認ください。

問合せ 町・県民税／役場税務課町民税課税係
☎ 049 (295) 2112 ㊟ 195
所得税など／川越税務署 ☎ 049 (235) 9411

申告フローチャート

➡ はい ➡ いいえ

スタート



国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険に加入している人は申告をしてください

申告された収入をもとに保険税(料)や高額療養費などを算定しますので、**世帯全員の申告が必要**です。
※平成 29 年 1 月 1 日現在 16 歳未満で収入がない人を除く
なお、納付額は、全額社会保険料控除の対象となります。役場担当窓口では、無料で納付(額)確認書を発行しています。

確認書の発行・問合せ 国民健康保険税／税務課納税係 ☎ ㊟ 193・194

後期高齢者医療保険料・介護保険料／高齢者支援課医療保険料係 ☎ ㊟ 158

申告に必要な持ち物

共通の持ち物

- 番号確認書類と本人確認書類（下記「申告書には、マイナンバーの記載が必要です」参照）
- 印鑑（認印）
役場や税務署から申告書が届いた人
- 申告書
還付申告をする人
- 本人名義口座の金融機関名・口座番号がわかるもの

収入に関する書類

- 給与や年金など収入のある人
- 源泉徴収票や支払調書など（複数ある人は全て必要です）
営業・農業・不動産所得のある人
- 収支内訳書（事前に作成）

控除に関する書類

- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料などの支払い金額のわかるもの
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
障害者控除を受ける人
- 障害者手帳
寄附金控除を受ける人
- 寄附金受領証明書
医療費控除を受ける人
- 領収書・補てん金のわかるもの（事前に支払金額などを計算した明細書を作成）

※住宅借入金等特別控除などを受ける人は、事前にお問い合わせください

申告書には、マイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度の導入に伴い、町・県民税の申告書や所得税および復興特別所得税の確定申告書に、マイナンバー（個人番号）を記載する欄が新たに設けられました。

申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などの「**マイナンバーの記載**」および「**申告者の本人確認書類の提示または写しの添付**」が必要です。

※所得税および復興特別所得税の確定申告書には、本人確認書類の写しの添付が必要です。

マイナンバーカード（個人番号カード）を持っている人

マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認と身元確認）が可能です



「マイナンバーカード」は、マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のカードです。申請した人にだけ交付されています。



マイナンバーカードを持っていない人

番号確認書類と身元確認書類がそれぞれ必要です

番号確認書類

- 通知カード
- 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り）
…などのうちいずれか1つ



身元確認書類

- 運転免許証 ● パスポート ● 身体障害者手帳
- 公的医療保険の被保険者証 ● 在留カード
…などのうちいずれか1つ

町では受付できない申告があります。下記に該当する人は④川越税務署で申告してください

①土地・家屋・株式・ゴルフ会員権などの譲渡所得がある ②青色申告 ③平成27年分以前の申告 ④山林所得がある ⑤国外に居住する人を扶養している ⑥給与所得の特定支出控除を申告する ⑦住宅ローンの借換えをした ⑧住宅ローンを利用しない場合の控除（住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除及び認定住宅新築等特別税額控除）を申告する

①町・県民税、所得税および復興特別所得税の申告

受付は2月16日(木)から3月15日(水)まで/行政区ごと

受付場所 毛呂山町役場2階 201会議室 **相談時間** 午前9時～11時および午後1時～4時
申告期限間近になると大変混み合います。なるべく指定日に申告するよう、ご協力ください。
なお、午前中に来庁しても混雑により受付が午後になる場合があります。あらかじめご了承ください。

日にち	受付時間・地区（行政区ごと）	
	午前9時～11時	午後1時～4時
2月16日(木)	上町・中町・丸木記念福祉メディカルセンターケアハウス	下町・金塚・埼玉医大・ジョイム毛呂山
2月17日(金)	東雲・小田谷・西裏団地	平山・平山ニュータウン
2月18日(土)	指定日に来られない人（午前・午後とも）	
2月20日(月)	前久保	岡本団地・いわい団地・ゆずの木台
2月21日(火)	沢田	大師二区・シャルマンコーポ毛呂山自治会
2月22日(水)	大師一区	長瀬一区・総庭団地
2月23日(木)	長瀬二区・双葉団地	長瀬三区・第六団地・第九団地
2月24日(金)	滝ノ入・杉ノ入団地	阿諏訪
2月25日(土)	指定日に来られない人（午前・午後とも）	
2月27日(月)	大谷木・宿谷・権現堂	葛貫・日生団地
2月28日(火)	第一団地1～3区・第四団地	第一団地4A～5区・第七団地・第十三団地
3月1日(水)	第二団地1～3区	第二団地4～6区・第五団地・西原団地
3月2日(木)	第三団地	毛呂山台
3月3日(金)	角木団地	学園台・日化団地・旭台団地（北・南）
3月6日(月)	川角・玉林寺	むさし野自治会・谷端団地
3月7日(火)	西大久保	旭台・旭台（大）・大類・苦林
3月8日(水)	下川原	西戸・東原団地
3月9日(木)	市場・新南台自治会	箕和田・目白台自治会
3月10日(金)	指定日に来られない人（午前・午後とも）	
3月13日(月)		
3月14日(火)		
3月15日(水)		

※3月4日(土)の土曜開庁の日は申告受付は行いません。

②給与所得者の還付申告 受付は2月2日(木)のみ

年末調整の済んでいる給与所得者の医療費控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除などの受付を行います。

受付場所 毛呂山町役場2階 201会議室 **相談時間** 午前9時～11時および午後1時～4時

③収入が公的年金のみの人の申告

受付は2月3日(金)から8日(水)まで/大字・地名ごと

受付場所 毛呂山町役場2階 201会議室 相談時間 午前9時～11時および午後1時～4時

日にち	受付時間・地区(大字・地名ごと)	
	午前9時～11時	午後1時～4時
2月3日(金)	岩井・下川原・平山・岩井東	小田谷・苦林・中央
2月6日(月)	大谷木・前久保・南台	西戸・葛貫・毛呂本郷
2月7日(火)	旭台・市場・若山	前久保南
2月8日(水)	川角・長瀬・岩井西	阿諏訪・大類・権現堂・宿谷・滝ノ入・西大久保・箕和田・目白台

※2月4日(土)の土曜開庁の日は申告受付は行いません

【年金所得者の確定申告不要制度】

次の①②いずれにも該当する人は、所得税などの確定申告は必要ありません

- ① 公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下
- ② 公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

ただし、所得税の還付を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。また、確定申告書を提出する必要がない場合でも、公的年金などの源泉徴収票に記載のない控除(扶養・生命保険料・医療費などの各種控除)を受ける場合には、町・県民税の申告が必要です。

④川越税務署での申告

受付場所 川越税務署(川越市並木452-2/JR川越線南古谷駅徒歩7分/公共交通機関をご利用ください)

相談時間 午前9時～午後5時(午前8時30分から受付)

税目	申告期間	納付期限	※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時頃までに受付をお済ませください。
所得税および復興特別所得税	2月16日(木)～3月15日(水)	3月15日(水)	
消費税および地方消費税	3月31日(金)まで	3月31日(金)	
贈与税	2月1日(水)～3月15日(水)	3月15日(水)	

▼川越税務署からのお知らせ

【申告書の作成について】署内の申告書作成会場の開設期間は2月16日(木)～3月15日(水)の平日および2月19日(日)・26日(日)です(休日は現金納付・納税証明書発行等の窓口業務は行いません)。

【申告書などは自宅で作成し郵送で提出できます】申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。自宅で作成した申告書を印刷して添付書類といっしょに郵送できます。

※郵送で確定申告書を提出する人で、申告書(控)に税務署受付印が必要な場合は、申告書(控)と切手を貼付した返信用封筒を同封してください

【確定申告に関するご質問は電話で】

作成コーナーの操作など/e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570(01)5901

月～金曜日午前9時～午後5時(祝日および12月29日～1月3日を除く)

確定申告に関する質問・相談/川越税務署 ☎ 049(235)9411(自動音声1番)

【東上パールビル申告相談会場終了】平成27年から「東上パールビル申告相談会場」は開設していません